


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市母子家庭及び父子家庭自立支援給付金支給規則の一部を改正する規則について		区分	○		1 審議事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」（以下「国要綱」）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>ア 母子（父子）家庭高等職業訓練促進給付金の対象について、令和3年度においては、修業期間を1年以上から6月以上とし、対象資格を追加する旨を、附則に加える。</p> <p>イ 母子（父子）自立支援教育訓練給付金について、審査委員会による審査を、支給申請時に行うとしていたものを、国要綱に沿い、講座指定時に行うよう改正する。</p> <p>ウ 支給対象資格に社会福祉士を追加する。</p> <p>エ その他、文言の整理を行う。</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 専門資格の取得を推進し、ひとり親の方の雇用の安定及び就職の促進に寄与することが期待できる。 国要綱の一部改正に沿った規則となり、適切な運用が図られる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進める。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。